

ブロック塀等撤去補助金制度のご案内

※必ず着工前に申請してください

飯能市では、地震によるブロック塀等の倒壊被害を防止するため、地震発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去に係る経費の一部を補助します。

令和3年10月版

補助の対象となるブロック塀等

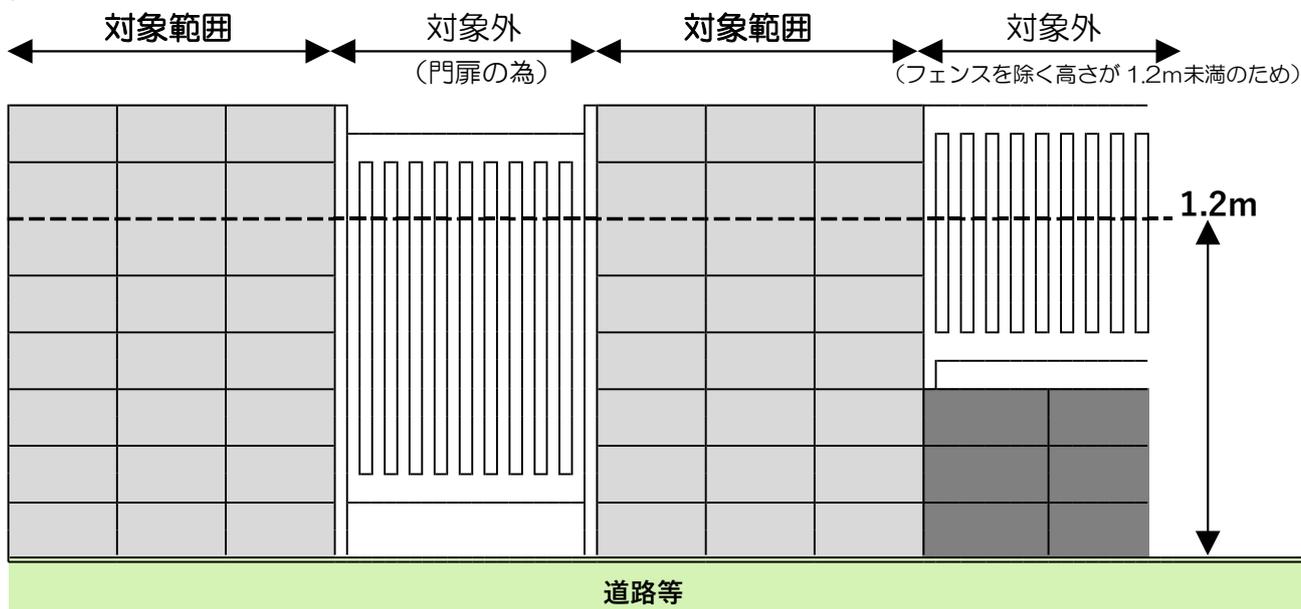
「コンクリートブロック造」「れんが」「石材」「石造」その他の組積造等で次のすべての要件を満たしているもの

- ・高さ1.2m以上のブロック塀等
- ・チェックポイント（安全点検）により倒壊のおそれがあると判断されるもの
- ・市内業者において撤去工事を実施するブロック塀
- ・建築基準法で規定する道路または通学路等に面したブロック塀

※建築物又は工作物の新築、増築又は改築に伴う場合は補助対象になりません。



例)



補助対象者

- ・ブロック塀等を所有し、または管理する個人の方
- ・市税の未納がない方

補助金の額

- ・対象となるブロック塀等の「補助対象経費の1/2」又は「対象ブロック塀等の長さ1m×1万円」のいずれか少ない額で「限度額は10万円」（1,000円未満は切捨）

申請書・添付書類

- ・申請書等については裏面を参照してください。
またHP等にてダウンロードできますので、ご活用ください。

お問い合わせ 飯能市建築課建築指導担当

☎ 042-973-2170（直通）

mail kenchiku@city.hanno.lg.jp

助成金工事手続きの流れ

1. 補助金の交付申請書の提出

書類(A)を、施工者等と工事契約する前に提出します。

2. 補助金の交付決定

交付申請書の審査の結果、適当と認められる場合は、交付額を決定し「飯能市ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書」を通知します。

3. 工事契約・工事着手

交付決定を受けた後に、施工者と工事契約を締結し、工事に着手してください。

申請時の内容に変更が生じた場合又は工事を中止しようとする場合は、変更等承認申請書(様式第3号)を必ず提出してください。

変更により交付決定額が減額となることはありませんが、増額にはなりません。

4. 工事完了報告

工事完了後30日以内または、令和4年3月22日(火)のいずれか早い日までに書類(B)を提出します。

5. 補助金交付額の確定通知

完了報告書の受理後、必要に応じて現場確認を行い審査の結果、適当と認められる場合は、補助金の交付額を確定し「飯能市ブロック塀等撤去工事補助金額確定通知書」(様式第6号)を通知します。

6. 補助金の受取

補助金額の確定通知後、請求書及び振込先の口座情報を市に提出します。その後補助金を指定口座に振り込みます。

7. その他(除却工事後)

ブロック塀等の除却後に、新たに門扉等を設置する場合は、関係する法令に適合した安全なものを設置してください。

必要となる書類

【A. 交付申請時の提出書類】

申請書:

飯能市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書
(様式第1号)

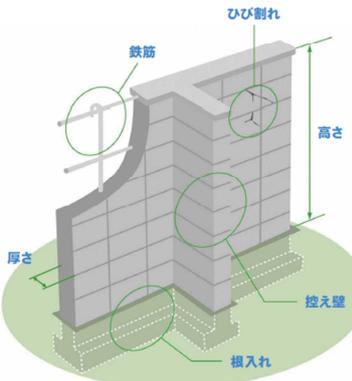
(添付書類)

- ①付近見取図
- ②ブロック塀等の写真
- ③ブロック塀等の位置、長さ及び高さが記載された図面
- ④見積書の写しその他補助対象経費の内容が確認できる書類
- ⑤ブロック塀等が存する土地の所有権及び管理権が確認できる書類(敷地の全部事項証明書等)
- ⑥ブロック塀等点検調査結果 ※1
- ⑦市税に未納がないことが確認できる書類
- ⑧その他市長が必要と認める書類

※1 下図チェックポイントによる調査結果

国土交通省

ブロック塀等の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1~5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
<専門家に相談しましょう>
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも、80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

鉄筋造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の高さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
<専門家に相談しましょう>
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典: パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

チェックポイントの図表は国土交通省HPからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/common/001251691.pdf>

【B. 工事完了報告時の提出書類】

申請書:

飯能市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書
(様式第5号)

(添付書類)

- ①完了の状況(ブロック塀等が除却された状況)が確認できる写真
- ②契約書及び費用の内訳書の写し
- ③領収書の写し又は支払いが確認できる書類
- ④その他市長が必要と認める書類